

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	東霧島 (田中、松ヶ水流、東、権堀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月22日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、中央部から西部にかけては、山林が広がっており、山間部に田畑が点在し、東部の高崎川流域に水田が広がっている。 ・地区外の耕作者(大牟田、山田、旧市等)が多い。 ・山間の農地が多い。 ・利用権を結んでいる耕作者も、条件の悪いところは耕作していない状況。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付け等の意向はかなり多いが、地区内に農地利用の規模拡大意向がある農業者がほとんどいない。 ・地区内に後継者がほとんどいないため、耕作放棄地の増加が懸念される。 ・高齢化により水路の保全が難しくなっており、途中で水が止まると、下流側で作付け出来なくなってしまう。 ・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要である。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣害が増えてきている。 ・イノシシやシカ等の被害があり、トウモロコシの作付けが難しい状態。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手に農地を集約すると、地権者が水路の保全管理をしなくなるおそれがある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米、飼料用米)を主要作物としつつ、園芸作物(きゅうり、甘藷)や飼料作物(トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	178.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	178.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手が営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を通じて別の担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・パイプラインを設置する等、大型機械による耕作ができるよう、狭い農道の整備や区画整理等を行う必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、防止柵や捕獲檻の設置を検討する。